

高松小学校 いじめ防止基本方針【概要版】

令和5年3月 改定

※ いじめに対応するための組織

<いじめ防止対策委員会>

学校におけるいじめの防止、早期発見 及び 対処等を組織的、実効的に行うため「いじめ防止対策委員会」を常設する。いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、担任、その他の教職員で組織し、状況に応じてスクールカウンセラーなどの指導・助言を仰ぐ。

<いじめ問題対策協議会>

いじめ防止対策委員会において、そのいじめが重大であると判断した場合、校長は「いじめ問題対策協議会」を開き対応策を協議する。「いじめ問題対策協議会」は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭などの教職員、スクールカウンセラー、保護者の代表、学校運営協議会の委員（主任児童委員を含む）などで組織する。

1 未然防止の取り組み

(1) 「いのちの教育」の推進

① 学校での取り組み

学校の教育活動全体を通じて「かけがえのない生命の尊さ」「人と人のかかわり」や「自らの生き方」の理解につながる教育を推進する。

② 家庭での取り組み

各家庭においては、親子の温かいかわりを通じて「愛されている」「認められている」など、子どもの自尊感情を高めるとともに、身近な動植物とのふれあいから子どもの発達段階に応じ、生命の尊さについて理解が進められるように働きかけていく。

③ 地域での取り組み

地域においては、各家庭・学校との連携・協働を推進し、様々な交流活動等の充実により、自他を尊重する思いやりの心を育てるとともに「人とかわる楽しさ」や「人の役に立つ喜び」を実感させるよう働きかける。また、子どもたちが安全に、安心して生活できる地域づくりを、学校、家庭とともに推進していく。

(2) PTA組織を生かした保護者の意識啓発を図る研修機会の充実

PTA組織を生かして、家庭教育についての保護者の意識啓発を図るとともに研修機会の充実に努める。

(3) 学校・家庭・地域の連携の推進

保護者や地域との連携を密にし、いじめに関する情報の収集につとめ、情報を共有しながらいじめ防止に努める。

2 早期発見の取り組み

(1) 学校では可能な限り教職員が子どもを見守る。

(2) 児童に対して定期的にアンケート調査を実施する。（アンケートは卒業後5年間保管）

(3) 保護者に対するアンケート調査を実施するとともに、「連絡カード」を活用し、日常的に情報の提供を依頼する。（アンケートは卒業後5年間保管）

(4) 児童及び保護者に、県教委の相談ダイヤル・市教委の相談窓口等を周知する。

3 いじめと思われる事案が発生した場合の対応

- (1) いじめと思われる事案を発見した場合、あるいは連絡等を受けた場合は、すぐに管理職に報告し、学校として組織的な対応を行う。
- (2) 被害にあっていない児童や情報を提供してくれた児童の安全を第一に考えながら事実確認を行い、確認した事実を保護者に伝える。

4 いじめと認知した場合の対応

- (1) いじめを受けた児童や保護者に対しては、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限りの不安を除去するとともに、状況に応じて複数の教職員で当該児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。
- (2) いじめを行った児童へは、いじめが絶対許されない行為であることを理解させるとともに、その児童が抱える問題など、行為の背景にも目を向け、いじめを行った児童の、健全な人格の発達を期して指導する。
- (3) いじめを行った児童の保護者にも速やかに連絡し、事実に対する理解を得た上で、学校と家庭が連携して今後の指導を行っていきけるように協力を求める。
- (4) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えさせ、たとえいじめを止めることができなくとも、誰かに知らせる勇気を持つよう諭す。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、そのような行為はいじめに加担する行為であることを厳しく指導する。なお、必要に応じ保護者会を開催し、いじめの根絶を図るようにする。
- (5) いじめを行った児童が謝罪するだけではいじめの解決とは言えない。当事者をはじめとする児童の集団が好ましい人間関係を取り戻すことができるよう、継続した指導を行う。

5 「ネット上のいじめ」や「被災、感染症等に関するいじめ」について

- (1) 学校では、ICT教育の推進と併せて、インターネット上のいじめやトラブルに巻き込まれることを防ぐため、情報モラル教育を行っていく。特に、特定の児童への誹謗中傷、画像や動画の掲載などがいじめにつながり、容易に被害者にも加害者にもなり得ることを発達段階に応じて指導する。
- (2) 被災者、感染症等の感染者や濃厚接触者、医療従事者と関わりのある児童等に対して、偏見やいじめが起こらないよう、学校全体で注意深く見守るとともに、心ない言動やSNSへの書き込みなど、差別や偏見、いじめを決して行わないように指導する。
- (3) これらの「ネット上のいじめ」や「感染症等に関するいじめ」は、学校の取り組みだけでは対応できないため、学校と家庭が連携して取り組むように協力を求めていく。

6 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは
 - ① いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより、当該児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
 - ④ これら以外でも、学校が重大事態として対処する必要があると判断したもの。
- (2) 重大事態発生時の基本的な流れ

- ① 校長は重大事態が発生した際は、直ちにその旨を市教育委員会に報告する。重大な被害が生じた疑いがあるときには、速やかに警察に通報する。
- ② 学校または市教育委員会は、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。また、市教育委員会は重大事案発生的事实を直ちに市長に報告するとともに、その対応等の経過についても同様に市長への報告を行う。
- (3) 市教育委員会等による調査及び市長による再調査
- ① 市教育委員会による調査や市長による再調査については、「寒河江市いじめ防止基本方針」に基づき実施し、被害を受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を報告する。また、適時・適切な方法で、経過報告を行う。
- ② 調査結果をもとに、今後の重大事態発生防止のために必要な対策を講じる。

7 いじめ防止にむけた年間指導・活動計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議等	職員会議 PTA総会 学級懇談会	子どもを語る会① 学校運営協議会①	子どもを語る会② 民生児童委員会	子どもを語る会③ 学校保健委員会		子どもを語る会④
未然防止	学級の基盤づくり		学級内での居場所づくり			
	教育相談 (随時)					
早期発見	中間休み・昼休みの見回り (日常的に)		保護者面談 いじめアンケート調査	いじめ防止対策委員会		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議等	子どもを語る会⑤	子どもを語る会⑥	子どもを語る会⑦ 学校運営協議会②	子どもを語る会⑧	子どもを語る会⑨ PTA委員会②	修了認定会議 学校運営協議会③
未然防止	PTA・地域との連携			「いのちの教育」の推進		
	教育相談 (随時)					
早期発見	保護者面談	いじめアンケート調査	学級懇談会 いじめ防止対策委員会		学級懇談会 いじめアンケート調査	

※さらに詳しい内容については、本校ホームページ『いじめ防止基本方針』でご確認ください。